

田村市高齢者福祉計画・第9期田村市介護保険事業計画（素案）に関する意見募集結果

「田村市高齢者福祉計画・第9期田村市介護保険事業計画（素案）」に関する意見を募集しました。その結果について、以下のとおりお知らせします。

1 募集期間

令和6年1月24日（水）から令和6年2月6日（火）まで

2 募集結果

募集期間中、1名の方から計5件のご意見をいただきました。

3 意見概要と市の考え方

提出いただいた意見の概要とこれに対する市の考え方は以下のとおりです。

なお、提出していただいたご意見は、趣旨を損なわないように要約しています。また、個別の具体的な提案、要望につきましては、各施策を実行する中で参考にさせていただきます。

該当箇所※	意見	回答
<p>15 ページ 第2節要支援・要介護認定者の状況 1 第1号被保険者と認定者数の推移表 第2号被保険者</p>	<p>要介護認定者には65歳未満が少なからずいます。計画は高齢者中心の視点になっており、高齢でなくとも介護保険は必要な制度という点に着目したり、支援内容を補足する事も必要と考えます。</p>	<p>65歳未満である第2号被保険者は、特定疾病が原因で要介護状態になった場合に介護保険の認定を受けることができます。 介護保険での特定疾病は加齢との関係があって、要介護状態の原因となる病気が指定されていることから、高齢者を対象とした視点で第2号被保険者に対しての支援内容についても捕捉できているものと考えます。 ご意見にありますように、高齢でなくとも介護保険が必要になる場合はございますので、第2号被保険者の介護保険利用について、周知に努めていきます。</p>
<p>73 ページ 5.介護予防・日常生活支援総合事業 (4) 事業量の見込み② -25 地域介護予防活動支援事業表 運動サロンの数</p>	<p>福島県では、65歳以上人口における通いの場への参加率を令和8年度の目標値として8.4%に設定している。本市の高齢者人口12,881人に対し、8.4%は1,082人。県の目標値を達成するには運動サロン数を増やす検討が必要ではないか。</p>	<p>コロナ禍の影響により、72カ所あった運動サロンは52カ所になりました。活動の自粛後・休止後に活動の再開が難しいと考えている各運動サロンの実情を踏まえ、9期期間中は、58カ所の運動サロンを目指すこととして、市では、運動サロンの再開や新たな立ち上げ支援に取り組んでまいります。 また、国では、介護予防に資する多様な通いの場を推進していることから、市が支援する運動サロンに限らず、運動サロン以外のサロンやグランドゴルフ、趣味の会などの多様な通いの場の利用も推進していきます。</p>

<p>79 ページ 6.包括的支援事業 (4) 事業量の見込み⑥ -35 協働体の設置 表</p>	<p>地域で助け合いの仕組みをつくるためには第2層協議体が不可欠。設立数は中学校数に合わせて最低6は必要ではないか。</p>	<p>中学校区での第2層協議体の設置が望ましいと国でも推奨していますが、当市の日常生活圏域は昔ながらの地域のつながりや、地域の実情を踏まえた、旧町村単位の5ヵ所であることから、当面の間、5ヵ所の設置を目指していきます。</p> <p>また、日常生活圏域毎の生活支援コーディネーターの配置も検討していることから、今後、協議体や生活支援コーディネーターをはじめ、関係団体等と連携し、住民主体による支え合う地域づくりを目指していきます。</p>
<p>90 ページ 4.高齢者の虐待防止と権利擁護の推進 (1) 現状と課題 15行目</p>	<p>田村市権利擁護センターの周知が不十分と感じている。成年後見制度の説明で、3類型（補助人、保佐人、成年後見人）をつけるだけでは、市民にとっては分かりにくい。成年後見制度利用支援事業の内容を記載することが必要ではないか。</p>	<p>意見にありますように、田村市権利擁護センターの周知とともに、成年後見制度について、どのような方が、どんなことをするとき、どのような方から支援を受けることができるのか、わかるように記載します。</p>
<p>全般的事項</p>	<p>ページ数が多いので、読むことをためらう。YouTubeで内容を説明することはできないか。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら、今後は概要版の作成等、簡潔に内容を把握できる方法の提供を検討していきます。</p>

※該当箇所は意見募集時点の素案掲載箇所について記載しています。